

多良木町立久米小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。
- すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校としても「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送ることができ、様々な活動に意欲的に取り組ませ、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

そこで、本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(1) いじめの未然防止

根本的ないじめ問題の解決のためには、全ての児童を対象として、日頃からのいじめの未然防止の取組が重要である。学校においては、全ての児童に相手を思いやる豊かな心情と心を通わせることのできる対人関係構築の能力と社会性を育み、将来に夢や希望を抱かせることのできる教育活動を進めていかななければならない。

- ・ 全ての教育活動を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、体験活動等を通して道徳性や社会性、豊かな人権感覚を醸成していく。
- ・ 学校全体において、「いじめをしない。させない。見逃さない。」という風土を涵養し、集団の質を高め、児童一人一人に「いじめは決して許されない。」という信念を培う。
- ・ 全ての児童が安心して学校生活をおくることができ、自己有用感を感じることでできる環境を整える。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめが発生した際には、迅速に対処していかななければならない。しかし、

いじめが進行すると児童相互の人間関係が修復されるまでに時間と労力を要することになる場合がある。そうならないためには、早期発見のための取組が重要となる。

また、いじめがあることが認められた場合には、直ちにいじめを受けた児童やいじめを報告してくれた児童の安全を確保し、情報を収集・整理しいじめていた児童に適切に指導するなど、迅速かつ組織的な対応を行うことが必要である。

(3) 家庭や地域および関係機関との連携

いじめが行われる場面は、学校だけではない。児童一人一人の状況を的確に把握し、いじめを早期発見していくためには家庭や地域と情報を共有しておく必要がある。また、家庭や地域に対していじめに対する理解を促し、「いじめを許さない。」という環境をつくっていくためにも啓発をしていくことが必要である。

さらには、いじめが発生した場合において教育委員会や警察等の関係機関と連携しながら対処していくことが重要となるため、平素から各機関と情報を共有するなど体制づくりが必要となる。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う必要がある。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めてもらうための啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う必要がある。

5 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめの被害者あるいは加害者として関わる可能性があるものとしてすべての児童を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高めるとともに学級、学校の中に互いに認め合える支持的風土を醸成していくことが大切である。

そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加し、活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得（徹底指導）
- ・主体的に学習する場面の設定（能動型学習）
- ・意見を発表し合える場面の設定（言語活動の充実）
- ・補充指導の充実

- (2) 学習訓練の徹底
 - ・正しい姿勢の指導
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (3) 学級集団づくり
 - ・学級活動（話し合い活動）の活性化
 - ・係活動、当番活動の充実
 - ・各行事等における児童の活躍の場の保障
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
（野外体験活動、地域との交流活動、農業体験 他）
 - ・幼保小中連携、他小学校との連携
（保育所交流活動、南幌町との交流、えびすっ子ステイ 他）
- (5) 特別活動の充実
 - ・学校行事や児童集会等への児童の主体的な参加
 - ・委員会活動の充実と活性化
 - ・クラブ活動の充実と活性化
- (6) 道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・道徳的価値の深化を図る道徳の学習
 - ・日常における道徳教育の充実
- (7) 人権教育の充実
 - ・差別を許さない心情を高めるための人権学習の設定
 - ・支持的風土形成のための授業の設定
- (8) 「心のきずなを深める月間」の取組
- (9) 「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」の実施
- (10) 「愛の1・2・3プラス1運動」の実施
- (11) 職員研修の充実
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
 - ・多様化するいじめについての理解

6 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、日常の行動の中の児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて学校全体としても定期的な面談やアンケート調査等を行い、その分析に基づいて早急かつ効果的な対応と検証を行わなければならない。

- (1) 朝の会や帰りの会、授業中の観察
 - ・健康観察、保健室等での様子
 - ・授業中の意欲面の変化
 - ・小集団による学習の場面での人間関係の変化
- (2) 児童理解の時間設定
 - ・毎週金曜日の職員朝会の時間に設定
- (3) いきいきアンケートの実施
 - ・毎月の簡単なアンケートの実施と年2回（6月・10月）の詳細なアンケートの実施

- ・実施後の分析と早期の対応
- (4) 個人面談の実施
 - ・各学期半ばに教育相談週間の設定（6月、10月、2月）
- (5) 各担当と担任との連携
 - ・部活動担当との連携、委員会担当との連携、縦割り班担当との連携
- (6) 校内研修の実施
 - ・いじめの早期発見のためのチェックリストを使ったロールプレイなど職員の資質向上のための研修の実施
 - ・いじめ発見のチェックリストの見直し作業
- (7) 相談窓口の設置と児童、保護者への周知
 - ・教頭、養護教諭に相談しやすい雰囲気づくり
 - ・プリントやホームページ、学校便り等を使った周知
- (8) 保護者との連携
 - ・保護者へのチェックリストの配布と活用の推進
 - ・保護者へのアンケート（定期（11月）・臨時）の実施
 - ・教育相談の実施（各学期末）
- (9) 地域との連携
 - ・民生委員児童委員や学校評議員、学校関係者評価委員との情報交換

7 発見したいじめへの組織的な対応

いじめと疑われるような行為や事案が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ不登校対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、多良木町教育委員会と連携を図り、関係機関とも連絡を取りながら対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (1) いじめ問題の対処の流れ
 - ※別途「いじめ発生時の対応マニュアル」参照
- (2) いじめ対応の留意点
 - ① 職員がいじめを発見した場合は、まず、その行為をやめさせ、被害児童の安全を確保するとともに、速やかに校長に報告する。
 - ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ不登校対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等の正確な情報収集を行い、その後の対応方針を検討する。なお、場合によっては職員会議を開き、全職員で対応を協議するとともに役割分担により対処する。
 - ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
 - ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
 - ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条及び三十五条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して出席停止等の措置を講じる。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(3) 「重大事態」への対応について

発見されたいじめが「重大事態」であると認識された場合は、次のような対応をとる。

「重大事態」とは・・・いじめを受けた児童がいじめによって相当期間（年間30日程度）あるいは連続して一定期間欠席せざるを得ない状態をさす。

① 報告

重大事態が発生した場合は、速やかに多良木町教育委員会を通じて多良木町町長まで報告する。

② 組織の設置

当該重大事態に係る調査を行うために、校外構成員を含めた組織を設置する。

③ 調査の実施

いじめに関わった児童とその保護者および教職員（学級担任、部活動担当者等）に対し、「いつ（いつ頃から）」「誰から」「どこで」「どのようなことをされた（した）か」等について聞き取り調査を行う。

④ 今後の支援方法の検討と情報提供

発生から1か月程度を目安に、調査内容を書面にまとめ、家庭とも連携しながらいじめを受けた児童に対する支援を検討する。その後、調査結果ならびに今後の支援についていじめを受けた児童および保護者に説明を行う。

8 いじめ防止のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また、前述の通り、必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。なお、定期的な委員会については、校内構成員のみでの開催を原則とする。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、人権教育主任、
（必要に応じて担任や担当者）

<校外構成員>

P T A 役員、学校評議員、学校関係者評価委員、スクールソーシャルワーカー、
スクールカウンセラー、教育委員会担当者、警察
※必要に応じて招集する構成員を選択する。

9 いじめ防止及び早期発見、早期対応のための年間の取組計画

※年間計画については別添資料参照